

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令 (昭和四十年政令第二号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六の二 (略)</p> <p>六の三 <u>三―クロロ―</u>・<u>二―プロパンジオール</u>及びこれを含有する製剤</p> <p>六の四〜六の九 (略)</p> <p>七〜二十四の三 (略)</p> <p>二十四の四 <u>一―(四―フルオロフェニル)プロパン―</u>二―アミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤</p> <p>二十四の五 (略)</p> <p>二十五〜三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一〜四の四 (略)</p> <p>四の五 <u>三―アミノメチル―</u>三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン(別名イソホロンジアミン)及びこれを含有する製剤。ただし、<u>三―アミノメチル―</u>三・五・五―トリメチルシクロヘキシルア</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六の二 (略)</p> <p>六の三 <u>三―クロロ―</u>・<u>二―プロパンジオール</u>及びこれを含有する製剤</p> <p>六の四〜六の八 (略)</p> <p>七〜二十四の三 (略)</p> <p>二十四の四 (略)</p> <p>二十四の五 (略)</p> <p>二十五〜三十一 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一〜四の四 (略)</p> <p>四の五 <u>三―アミノメチル―</u>三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン(別名イソホロンジアミン)及びこれを含有する製剤</p>

ミン六%以下を含有するものを除く。

四の六と三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (83) (略)

(84) シクロヘキシリデンー。トリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤

(85) (110) (略)

(111) ノナーニ・六ージエンニトリル及びこれを含有する製剤

(112) (117) (略)

(118) (二Z) ーニーフエニルーニヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤

(119) (128) (略)

(129) (Z) ーニーフルオロー五ー(トリフルオロメチル)フエニルチオーニー「三ー(ニメトキシフエニル)ー・三ーチアゾリジンーニイリデン」アセトニトリル(別名フルチアニル)及びこれを含有する製剤

(130) (139) (略)

(140) 三(ニH)ーイリデンーニー(ニメチルフエニル)アセトニ

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (83) (略)

(84) (109) (略)

(110) (115) (略)

(116) (125) (略)

(126) (135) (略)

四の六と三十一の二 (略)

トリル及びこれを含有する製剤

(141) |
| (160) |
(略)

(161) | ニーメチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤

(162) |
| (169) |
(略)

三十三〜五十四の二 (略)

五十四の三 ニー二ジメチルー二・三ジヒドロローーベンゾフラ
ンー七イル||Nー〔Nー(ニエトキシカルボニルエチル)ーN
ーイソプロピルスルフエナモイル)ーNーメチルカルバマート(別
名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ニ・二ージ
メチルー二・三ジヒドロローーベンゾフランー七イル||Nー〔
Nー(ニエトキシカルボニルエチル)ーNーイソプロピルスルフ
エナモイル)ーNーメチルカルバマート六%以下を含有するものを
除く。

五十五〜百の十 (略)

百の十一 五ーメトキシーN・Nージメチルトリプタミン、その塩類

及びこれらのいずれかを含有する製剤

百の十二〜百の十七 (略)

百一〜百九 (略)

2 (略)

(136) |
| (155) |
(略)

(156) |
| (163) |
(略)

三十三〜五十四の二 (略)

五十四の三 ニー二ジメチルー二・三ジヒドロローーベンゾフラ
ンー七イル||Nー〔Nー(ニエトキシカルボニルエチル)ーN
ーイソプロピルスルフエナモイル)ーNーメチルカルバマート(別
名ベンフラカルブ)及びこれを含有する製剤。ただし、ニ・二ージ
メチルー二・三ジヒドロローーベンゾフランー七イル||Nー〔
Nー(ニエトキシカルボニルエチル)ーNーイソプロピルスルフ
エナモイル)ーNーメチルカルバマート一%以下を含有するものを
除く。

五十五〜百の十 (略)

百の十一〜百の十六 (略)

百一〜百九 (略)

2 (略)